

役員報酬及び費用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人栃木県看護協会（以下「本協会」という）定款第31条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の会長には別表1-1、専務、常任理事には別表1-2の基本報酬月額表に基づき報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ、退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤役員が、職務に従事した場合は、別表2に基づき報酬を支給する。

(基本報酬月額の決定)

第4条 各常勤役員の基本報酬月額は、理事会で決定する。

第5条 基本報酬の支給日、支給方法等に関する詳細は、別に定める職員の賃金規定に準じる。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、本協会が支払う。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、職員賃金規程に準じる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務しかつ、任期満了の辞任又は死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金は、退任時の基本報酬月額に在職年数の2分の1を掛けた額を上限とし、理事会で決定する。

(公表)

第8条 本協会は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規定の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規定の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規定は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定の施行される前から在職していた常勤役員の在職期間は、この規定の施行後の在職期間と通算して計上する。

附 則

- 1 この規定は平成24年8月20日一部改正し、平成24年6月16日から適用する。
- 1 この規定は平成26年6月14日一部改正し、平成26年6月1日から適用する。
- 1 この規定は平成29年4月1日一部改正し、平成29年4月1日から適用する。
- 1 この規定は令和8年5月25日一部改正し、令和8年6月1日から適用する。

別表 1 - 1 基本報酬月額（会長）

1 号	4 2 0, 0 0 0 円
2 号	4 4 0, 0 0 0 円
3 号	4 6 0, 0 0 0 円

別表 1 - 2 基本報酬月額（専務・常任理事）

1 号	3 4 0, 0 0 0 円
2 号	3 6 0, 0 0 0 円
3 号	3 8 0, 0 0 0 円
4 号	4 0 0, 0 0 0 円

別表 2 非常勤役員報酬

役員名	区 分	金 額
理 事	会 員	3, 0 0 0 円
	会 員 以 外	1 3, 0 0 0 円
監 事	会 員	3, 0 0 0 円
	会 員 以 外	5 0, 0 0 0 円